

**科学研究費助成事業 研究成果報告書**

平成 29 年 6 月 5 日現在

機関番号：14401

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2013～2016

課題番号：25870979

研究課題名(和文) 無縁社会における相続法理論の構築

研究課題名(英文) research on succession law in 'distant family relations' society

研究代表者

青竹 美佳 (Aotake, Mika)

大阪大学・高等司法研究科・准教授

研究者番号：50380142

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,400,000円

研究成果の概要(和文)：家族関係が多様化し、法律上の相続人に被相続人の財産を承継させることの正当性が疑われるケースが増えている。逆に、法律上の相続人ではなくても被相続人に対する介護給付などにより被相続人の財産を維持・増加させたために被相続人の財産を承継させるべきとみられるケースも増加している。本研究では、相続法の規定を現代の多様な家族に対応させる法的可能性を追求した。その結果、第1に、遺留分についての民法1030条の縮小解釈、第2に、相続人廃除の制度(民法892条、893条)の意義の変化、第3に、内縁配偶者の相続における法的地位の保護について一定の検討結果を示した。

研究成果の概要(英文)：The relationship between family members are diversifying in today's society, therefore the number of cases is increasing, in which a legal successor, seems not to be the right person to succeed the estate of his ancestor, and not legal successor seems to be right person to succeed the estate, because not legal successor sometimes contribute to ancestor by for example care of ancestor. Resercher focused on these cases and pursued the possibility to make succession law correspond to diversifying family. As a result of the pursuit, 3 suggestions were given. 1-restrictive interpretation of article 1030 of the Civil code (a legal portion of an heir), 2-reconsideration of the meaning of article 892, 893 of the Civil code (the system, that excludes legal successor from succession), and 3- support of legal position for de facto marriage in case of succession.

研究分野：相続法

キーワード：相続法 遺留分 内縁配偶者の相続 相続人の廃除 無縁社会と相続

## 1. 研究開始当初の背景

無縁社会の問題が認識されるようになり、家族がいない者、または家族はいるが長年連絡をとらない者が増加し、孤立した死を迎える者の存在が問題視されるようになった。

この問題は、民法学においては、死者が家族と無縁であることなどを理由として、家族以外の者に葬儀や法要を委任する契約（死後事務委任契約）の有効性や継続性の問題として議論されるようになった。

家族がいないまたは家族関係が希薄になっているという側面での無縁社会の問題は、少子高齢化や核家族化、非婚化の進む社会で広く問題とされているが、とりわけドイツにおいて、家族の疎遠の問題が主に相続法学の中心的な課題の1つとなり、関心を集めるようになってきている。中でも、親子関係の疎遠の問題に注目が集まり、親と何十年も交流を持たなかったにもかかわらず、子が親の死亡時に遺産を要求することに対する疑問が提起されている。そして、ドイツ民法上の、被相続人の子であるということだけで保障される遺留分の規定は、家族の疎遠という現代の状況には適格的ではないということが指摘されるようになってきている。

この問題は、連邦憲法裁判所において取り上げられ、遺留分は、被相続人の財産処分の自由を侵害するので憲法に適格的ではないのではないかというテーマがドイツ民法学で扱われることとなった（BVerfG, Beschluss v.19.4.2005, FamRZ 2005,872. もっとも結論的には遺留分の規定の憲法適合性が認められた。）

以後、家族関係が疎遠になっている事例では、遺留分を保障する必要がないのではないかということが、遺留分の機能との関係で検討されるようになってきている。たとえば、遺留分の機能の1つとされている残された子の生活を保障する機能は、高齢社会において、被相続人が死亡する頃には、子は既に独立した生活を築いているのが通常であり、現代の家族の状況に合わないことが認識されている。加えて、家族関係が希薄なケースが増えているという現代の家族の状況を併せて考えると、遺留分権利者であるというだけで遺留分を保障する制度が正当化しにくくなっていることが指摘される。さらに、死者には自身の財産を、疎遠な家族ではなく、実質的に近い関係にあった家族外の者に対して処分する自由が基本法上保障されているという点が問題視されている。

日本およびドイツの相続法における議論に表れているのは、現行の相続法の規定が、現代の家族関係に適合していないのではないかという共通した問題である。

## 2. 研究の目的

本研究は、日本の無縁社会の相続法上の問

題に焦点を当て、この問題について相続法学において盛んに議論されてきたドイツの判例および学説を参考にしながら、現代の無縁社会にふさわしい相続法理論を構築することを目的としている。すなわち、相続法における法定相続のルールについて、無縁社会にそぐわない部分を明らかにし、死者と実質的な家族としての交流をもたない形骸化した法律上の相続人がいる場合に、そのような者を被相続人の意思で相続から除外する可能性および死者の財産を承継させるにふさわしい協同関係を築いてきた者が死者の財産を承継する可能性について解釈論および立法論の観点から追求することを目的とする。

## 3. 研究の方法

本研究は、3つの観点から、無縁社会にふさわしい相続法理論の構築を試みている。

第1に遺留分法の規定の制限的解釈の可能性である。無縁社会では、被相続人は、疎遠な家族に財産を承継させるのではなく、自ら有益と信じる事業のために財産を活用したいとする事例が増えると予想される。たとえば、死者が財産を拠出して教育活動を促進する目的を持つ財団を設立したところ、死後に家族が最低限の相続分である遺留分を主張することにより、財団の財産が減少し、死者の望んだ事業の遂行が妨げられる場合がありうる。そこで、家族の遺留分よりも死者の意思の実現を優先させるべき場合に、死者の意思を解釈により実現させる可能性を検討した。比較法として、この点について判例・学説の蓄積をもつドイツ法理論を検討した。

第2に、相続人の廃除に関する規定の再検討である。無縁社会では、形式的には相続人であっても死者の財産を相続するのにふさわしい関係を築いていない者の存在が目立つようになり、そのような状況に伴い、相続人の廃除の基準が変化するのではないかと予測のもとに、判例・学説の分析により廃除の基準の再検討を試みた。つまり、廃除の基準は、相続人の有責性から、客観的な家族関係の破たんというところに移り変わるのではないかとこの観点から、基準の変化を考察した。比較法の対象として、ドイツにおける遺留分はく奪制度（BGB2333条）の議論を参考にした。

第3に、寄与分制度の非相続人への拡張の可能性および寄与分制度外での被相続人の貢献の法的評価の可能性の検討である。無縁社会では、疎遠な相続人に相続人としての地位を保障するのではなく、相続人以外であっても、被相続人に介護などの貢献をした者で遺産を取得させるのが望ましいとみられる者に、遺産の取得を保障する仕組みが必要であるという問題意識のもとに、寄与分制度および寄与分制度外での貢献の法的評価の可能性を検討した。

非相続人の貢献の評価については、非相続人の中でもとりわけこれまで立法論および解釈論上大きな問題とされてきた内縁配偶者による貢献の法的評価に焦点を当てて検討を加えた。

#### 4. 研究成果

現代の無縁社会にふさわしい相続法制度を構築する法的可能性として、具体的には主に次の4点の研究成果を発表した。

第1に、遺留分法の規定の制限的解釈の可能性について一定の見解を示した。無縁社会における相続制度のあり方として、疎遠な関係にある家族に財産を承継させるのではなく、被相続人が自ら有益と信じる事業のために財産を利用する可能性を追求した。具体的には、家族に最低限保障される相続分である遺留分の対象となる生前贈与の範囲についての、民法1030条を制限的に解釈することにより、被相続人の事業遂行に対する意思の実現を、家族の遺留分に優先させる解釈論上の可能性を提示した。

比較の対象として、被相続人が設立した財団と遺留分との関係についてのドイツの遺留分権論を検討した。そこからは、高齢化など家族をめぐる状況の変化により遺留分制度の機能が見えにくくなってきているのに対し、被相続人が自らの財産により財団を設立して事業を行う意思を持っていた場合には、できるだけ財団を保護するべきとの考えが強くなっている状況が明らかになった。しかし、解釈論上は、遺留分の対象となる贈与と財団設立行為の類似性から、財団を遺留分に優先させる結論を導くのが難しいという法的状況も示された。そこで、民法1030条において、財団を遺留分に優先させるという解釈論を放棄するとともに、民法1030条の主観的要件に着目し、遺留分が果たしている具体的機能を考慮しながら財団の設立を保護する解釈論を提示した（後掲「雑誌論文」および学会発表）。

なお、遺留分制度については、遺留分制度により、死者と実質的な家族関係を築いていた者に対する財産処分が妨害されるケースが実際に多くなっていることを裁判例の分析により明らかにした（後掲「図書」）。これにより、遺留分法の規定を制限的に解釈することの重要性が明らかにされた。

第2に、相続人の廃除の制度（民法892条、893条）を再検討した。現代の無縁社会における家族関係では、法律上形式的に相続人である者でも相続するにふさわしくないとみられる事例が目立つようになってきている。たとえば、何十年も絶縁状態が続き、音信不通であった被相続人の子が、被相続人が死亡した際には相続人の地位で相続権を主張することが実質的に妥当ではないのではないかと問題が生じている。相続人から例外的に相続権を奪うことを認める民法上の相続人

の廃除の制度では、廃除の基準が明確ではなく、学説および判例においては「相続的協働関係を破壊」する行為があれば廃除できるとする基準が定着している。この「相続的協働関係を破壊」する行為の現代的意義を明らかにすることにより、廃除の基準を再検討した。検討では、相続人の廃除の制度に対応するドイツの遺留分はく奪規定の議論を参考にした。その結果、相続人の廃除の基準について次のような試論を提示することができた。

まず、相続人の廃除の制度では、制裁的意義が後退し、基準は柔軟な解釈を許容する方向へと移り変わっているということ、次に、親子関係の破たんを廃除において考慮する場合には、非嫡出子や両親が離婚した子を相続法上差別する危険をはらんでいるので、配慮が必要であるということである。さらに、相続人の廃除の制度は、最低限保障された遺留分を奪うことに本質があるために、廃除の基準については、遺留分の意義と連動した考察が不可欠であるという見解を示した。

結論として、廃除の基準としての「相続的協働関係の破壊」の基準は、制裁的意義を薄め、相続人が被相続人の財産の維持・増加に寄与せず生活保障を必要としないなど、被相続人の意思に反してまで遺留分権を保障する意義がないことへと意味を変化させていくと結論づけた（後掲「雑誌論文」）。

第3に、寄与分制度および寄与分制度外での、非相続人の貢献の法的評価の可能性を検討した。寄与分制度では、相続人の妻（被相続人の嫁）が被相続人の介護などにより被相続人の財産の維持および増加に貢献した場合に、相続人の妻（非相続人）を相続人の履行補助者として相続人の寄与分を加算することを認める判例（東京高決平成22年9月13日家月63巻6号82頁）および学説を分析した。その結果、判例の履行補助者構成には、夫婦財産制における夫婦の財産的独立性や非相続人自身の財産権保障という観点から、履行補助者論構成には大きな問題があることから、遺産分割における紛争の拡大をできるだけ避ける措置をした上で、財産権構成を採用するのが望ましいという結論を導いた（後掲「学術論文」）。

第4に、非相続人の貢献の法的評価の中で、とりわけ内縁配偶者の相続における法的地位の保障について立法論および解釈論の両面から検討を加えた。

立法論の面では、現在進行中の相続法改正の議論およびこれまでの相続法改正における内縁配偶者の法的地位についての議論を検討し、内縁配偶者に相続人に準じた保護を与えることに対して障壁になっているのが法律婚主義という理念の問題から手続の煩雑さという実際の問題に移り変わってきている状況を確認した。現在進行中の相続法改正の議論において、被相続人の財産の維持・増加に貢献した非相続人を考慮できるとする案が検討されているところ、同議論では手

続の煩雑さの問題がかなりの程度解決されており、非相続人の貢献を相続において評価するべきとする社会的要請が高まっていることから、内縁配偶者を含める形で非相続人の貢献を評価する立法が望ましいとの結論を提示した。

解釈論の面では、民法768条を内縁の死亡解消に類推適用することの可否を検討した。内縁配偶者を相続において保護する立法的対応はなされないままであるのに対し、解釈論上は内縁配偶者を相続において保護することの正当性が認められているという状況を明らかにした。そして、財産分与規定と配偶者相続権の規定の適用領域を分ける民法の体系を重視する観点から否定説をとる判例・学説の本質的な根拠は、内縁の死亡解消時に生存内縁配偶者に財産分与請求権を認める場合の手續の煩雑さであるとの分析結果を示した。手續の煩雑さは、相続法においては画一的解決の要請という観点からこれまで重視されてきたが、この画一的解決の要請は相対化され得る考え方であり、内縁配偶者の相続における保護の正当性をこれによって阻止することはできず、民法768条の内縁の死亡解消への類推適用は肯定されるべきであるとの結論を提示した（後掲「雑誌論文」）。

#### 5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕(計 9 件)

青竹美佳「相続における内縁配偶者の法的地位について」阪大法学、66巻6号35-69頁、2017年、査読無し

青竹美佳<判例評釈>「公正証書遺言を錯誤により無効とした事例」私法判例リマックス54号、74-77頁、2017年、査読無し

青竹美佳<判例評釈>「公正証書遺言を錯誤により無効とした事例」民事判例XII2015後期、112-115頁、2016年、査読無し

青竹美佳「遺留分制度」法学教室429号、39-43頁、2016年、査読無し

青竹美佳<判例評釈>「押印を欠く自筆証書遺言を無効とした事例」金融商事判例、1486号、120-123頁、2016年、査読無し

青竹美佳<判例評釈>「株式、投資信託受益権および個人向け国債の共同相続による当然分割」判例評論682巻、165-170頁、2015年、査読無し

青竹美佳「相続廃除の基準としての『相続的共同関係の破壊』の現代的意義についてドイツ法における破綻要件の導入について

の議論を参考に」修道法学37巻1号、1-36頁、2014年、査読無し

青竹美佳「非相続人の介護給付の法的評価について」アジア女性法学17巻、2014年、219-251頁、査読無し

青竹美佳「財団法人の設立を遺留分法から保護する解釈論上の可能性についてドイツの遺留分権論を手がかりとして」千葉大学法学論集28巻、247-291頁、2013年、査読無し

〔学会発表〕(計 1 件)

青竹美佳「財団法人の設立を遺留分法から保護する解釈論上の可能性について」中四国法政学会2013年11月9日、広島修道大学（広島県、広島市）

〔図書〕(計 2 件)

水野紀子編著、青竹美佳他『相続法の立法的課題』有斐閣、2016年、210-236頁

青竹美佳、羽生香織、水野貴浩、本山敦『家族法』日本評論社、2015年、143-213頁

〔産業財産権〕

出願状況(計 0 件)

名称：  
発明者：  
権利者：  
種類：  
番号：  
出願年月日：  
国内外の別：

取得状況(計 0 件)

名称：  
発明者：  
権利者：  
種類：  
番号：  
取得年月日：  
国内外の別：

〔その他〕  
ホームページ等

#### 6. 研究組織

(1)研究代表者

青竹 美佳 (Aotake, Mika)

(大阪大学・高等司法研究科・准教授)

研究者番号：50380142

(2)研究分担者 ( )

研究者番号:

(3)連携研究者 ( )

研究者番号:

(4)研究協力者 ( )